

保護者の方へ

吉備医師会，総社市教育委員会

「学校感染症と出席停止について」及び「学校感染症の出席停止期間の基準」の変更について

平素より，園児，児童，生徒の健康管理にご配慮いただきありがとうございます。

さて，平成 20 年 10 月に，吉備医師会と総社市教育委員会が協働で「学校感染症の出席停止期間の基準（幼稚園小中学校用）」を作成し，平成 24 年 4 月からは改訂版を活用していただいているところです。

この度，学校保健安全法施行規則の一部が改正され，新型コロナウイルス感染症が第 2 種の感染症に追加されました。それにもない，「学校感染症と出席停止について」及び「学校感染症の出席停止期間の基準(幼稚園小中学校用)」を別紙のように改訂いたしました。令和 5 年 5 月 8 日からは改訂版を使用していただきますようお願いいたします。

今後，学校感染症を発症した場合，出席停止期間が明けた後，登校（園）時に別紙の「登校（園）許可報告書」を学校（園）にご提出ください。